

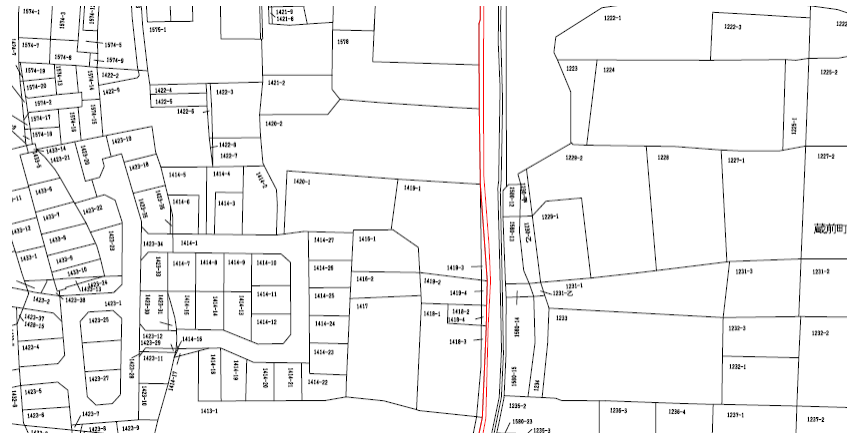
住居表示実施事業フロー

住居表示実施には概ね3カ年を要しています。平成27年度はこの1年目となります。

■ 1年目：地番調査

住居表示実施予定地区と周辺の土地について調査し、地番図を作成します。【委託】
これに基づき、地元・関係機関との調整をし、新しい町丁界を定めます。【市】

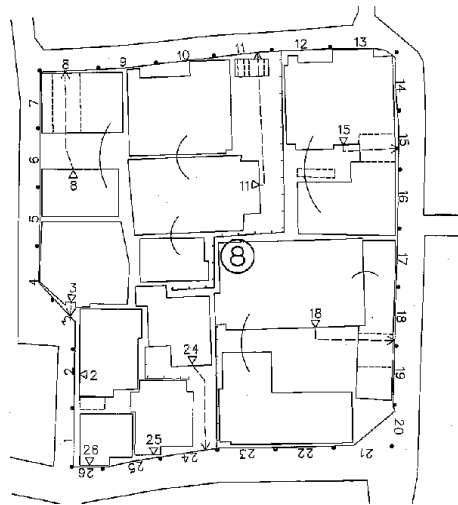
〈地番図〉



■ 2年目：建物調査

全建物の形状・出入口を調査、街区符号・住居番号を記載した住居表示台帳を作成します。【委託】
町丁界変更のための法手続きを進めるとともに、地元へのPR活動を行います。【市】

〈住居表示台帳〉



100番地の堺太郎さんのお宅は何番街区の何号になるだろうか…

新しい事業所が！
新住所を決めないと…



■ 3年目：居住者調査

住居表示台帳により全戸面接調査を行います。【委託】

街区符号と住居番号を割り当てるためには、その方の場所（建物）を特定する必要があります。住民基本台帳上の住所は正確な場所を保証しません（地番に基づく住所の分かりにくさ、住所の誤登録、広大筆に複数戸がある場合等）。

また、住民登録されている方以外も対象となります。

新住所を決定し、継続して法手続きを行うと共に、関係機関への調整や通知を行います。【市】

新住所を個人・事業所に通知します。【委託】